

第1章 墓地基本計画について

1-1 背景

『墓地、埋葬等に関する法律』において墓地の経営(設置)は、永続的管理と公益性が求められるため市町村などの地方公共団体によることが望ましいとされ、沖縄の習俗である個人墓は原則として認められていません。

しかし、沖縄県では、他県とは歴史的、文化的背景が大きく異なり墓地に関して固有の習俗が根強く残っていたため、これまで個人墓地を容認してきた経緯があります。

そのため、個人の都合でいたるところに墓地が設置され、生活衛生、環境保全、景観などの種々の問題が生じています。

近年では、都市部において墓地の適地の減少や土地価格の高騰などにより墓地の取得が難しくなる傾向があり、周辺市町村において、都市部の墓地需要を満たすため、墓地が増加し、墓地のベッドタウン化が進展する恐れがあります。

さらに、今後の少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などの社会状況が変化していく中、今までのように個人墓地の設置を無計画に続けることは、現在の墓地に関する種々の問題だけではなく、無縁墓地の増加などの新たな問題を招くと考えられます。

このような状況の中、墓地に関する問題を解決するために、地域の特性に応じた墓地施策が求められています。

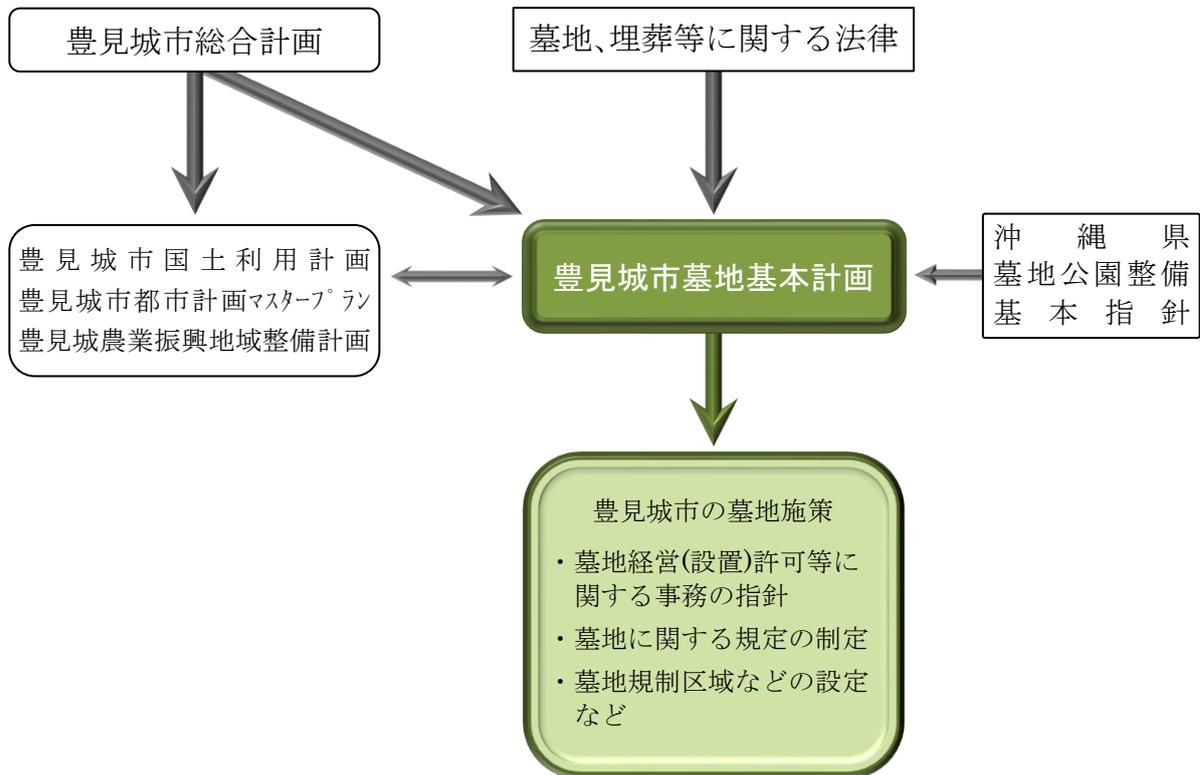
豊見城市では、『墓地、埋葬等に関する法律』に基づく墓地等の経営(設置)許可、変更許可、廃止許可に関する事務を平成24年4月に沖縄県より権限移譲されており、本市の地域特性に応じた墓地施策の策定が必要となっています。

1-2 目的

本計画では、豊見城市における墓地問題に的確に対応するため墓地施策の基本方針を定め、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく、墓地の経営(設置)許可などに関する事務を行う指針とする事を目的とします。

1-3 計画の位置づけ

豊見城市墓地基本計画は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「沖縄県墓地公園整備基本指針」および「豊見城市総合計画」などの関連計画に基づき、本市における墓地施策の基本方針を定めるものです。



1-4 計画期間

本計画の計画期間は、平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)までの10年間とします。なお、計画の進行状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて改定を行います。

1-5 用語の定義

墓地および墳墓は、「墓地、埋葬等に関する法律」では以下のように定義されています。

- ・『墳墓』: 「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設
- ・『墓地』: 「墓地」とは、「墳墓」を設置するために県知事^{*}の許可を受けた区域

^{*}豊見城市では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等の経営(設置)許可等に関する事務を平成24年4月に沖縄県より権限移譲されているため『豊見城市長』の許可となります。

1-6 関連計画

(1) 沖縄県墓地公園整備基本指針(平成12年3月 沖縄県)

『沖縄県墓地公園整備基本指針』は、市町村による墓地整備の基本計画の策定、推進および墓地行政の円滑な実施を図ることを目的とし、沖縄県における望ましい墓地のあり方などが示されています。

沖縄県墓地公園整備基本指針では、「墓地の永続的管理の必要性、墓地の健全な経営の確保という観点より、墓地の経営主体は市町村などの地方公共団体により運営されるべきである」、「個人墓地については、例外的な場合を除き、許可を行わない方針で望むべきである」と示されています。

4 沖縄県における望ましい墓地のあり方

(1) 伝統的な墓地・墳墓への対応のあり方

(省略)

(2) 生活衛生、環境保全及び景観形成への対応のあり方

ア 適正な管理運営のあり方

(省略)

イ 墓地の設置場所と公共施設及び住宅等との関係

墓地の設置場所については、県細則において主要道路や河川から30m以上離れていること、公共的施設及び民家から100m以上離れていることとされている。その他水源を汚染するおそれがない場所であることや地滑り防止区域等の危険区域には設置しないこと等が規定されている。

限られた県土において、必要な墓地の確保という観点から一律な規制は困難であるが、景観に配慮した墓地の整備、墓地の公園化や防災避難場所としての活用等、地域において墓地整備への同意形成を図ることにより、柔軟に対応していくことが必要である。

(3) 伝統的な墓地・墳墓と生活衛生、環境保全等との整合性のあり方

門中墓の共同墓においても、墓地周辺的生活衛生、環境保全等の維持を考慮しなければならない。地域における慣習や墓地に関する住民感情、土地利用計画等を考慮した判断が求められる。

また、未婚者や子供を持たない夫婦の増加及び少子化にともない、墓地の継承が行われなくなっていく事例が増え、将来的には、地縁、血縁に基づかない共同墓地の増加が予想される。墓地の永続性はもちろん、墓地周辺的生活衛生、環境保全等の確保を考えた場合には、そうした共同墓は個人墓地としてではなく、市町村墓地内への設置を考えていく必要がある。

(4) 今後の墓地整備のあり方

県内の墓地の現状と課題を踏まえると、今後の墓地整備は、住民ニーズに応えられる適正に管理された墓地の適正価格での提供や墓地需要増加へ充分対応できる供給体制の確立を図らねばならず、さらに将来増加が予想される無縁墳墓や個人墓地への対策も考慮して整備を進めて行かなければならない。したがって、今後の墓地整備は、次のとおり、公営墓地の整備促進を図るとともに、個人墓地については原則として認めず、例外的な場合のみ許可することとし、併せて墓地行政の実効性のある指導や規制強化を図るために「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の条例化の検討を進めていく必要がある。

ア 公営墓地の整備推進の必要性

公営墓地の十分な整備がされていない市町村においては、地域住民はやむを得ず高額な墓地等を利用せざるを得ず、不利益を被っており、適正な価格と管理運営の行き届いた墓地の整備をしなければならない。

墓地の経営主体については、墓地の永続的管理の必要性とともに、墓地の健全な経営の確保という立場から、墓地経営は過度に営利を追求しない公益的事業として運営される必要があるため、市町村等の地方公共団体により運営されるべきである。

イ 共同墓地のあり方

自治会等、地縁に基づいて形成された地域共同的な団体が経営する共同墓地は、市町村墓地の利用ができない過疎地域での有効な墓地の管理形態として、これを認めていくこととする。

ウ 個人墓地の規制のあり方

個人墓地については、公営墓地の利用が困難であり、既存の墓地地域の利用もできないような例外的な場合を除き、許可を行わない方針で望むべきである。個人墓地を広く認めると墓地の乱開発を招き、小規模の墓地が各地に多数散在することになり、快適な生活環境を求める県民感情にそぐわないばかりか、公衆衛生の見地からも望ましいこととはいえない。

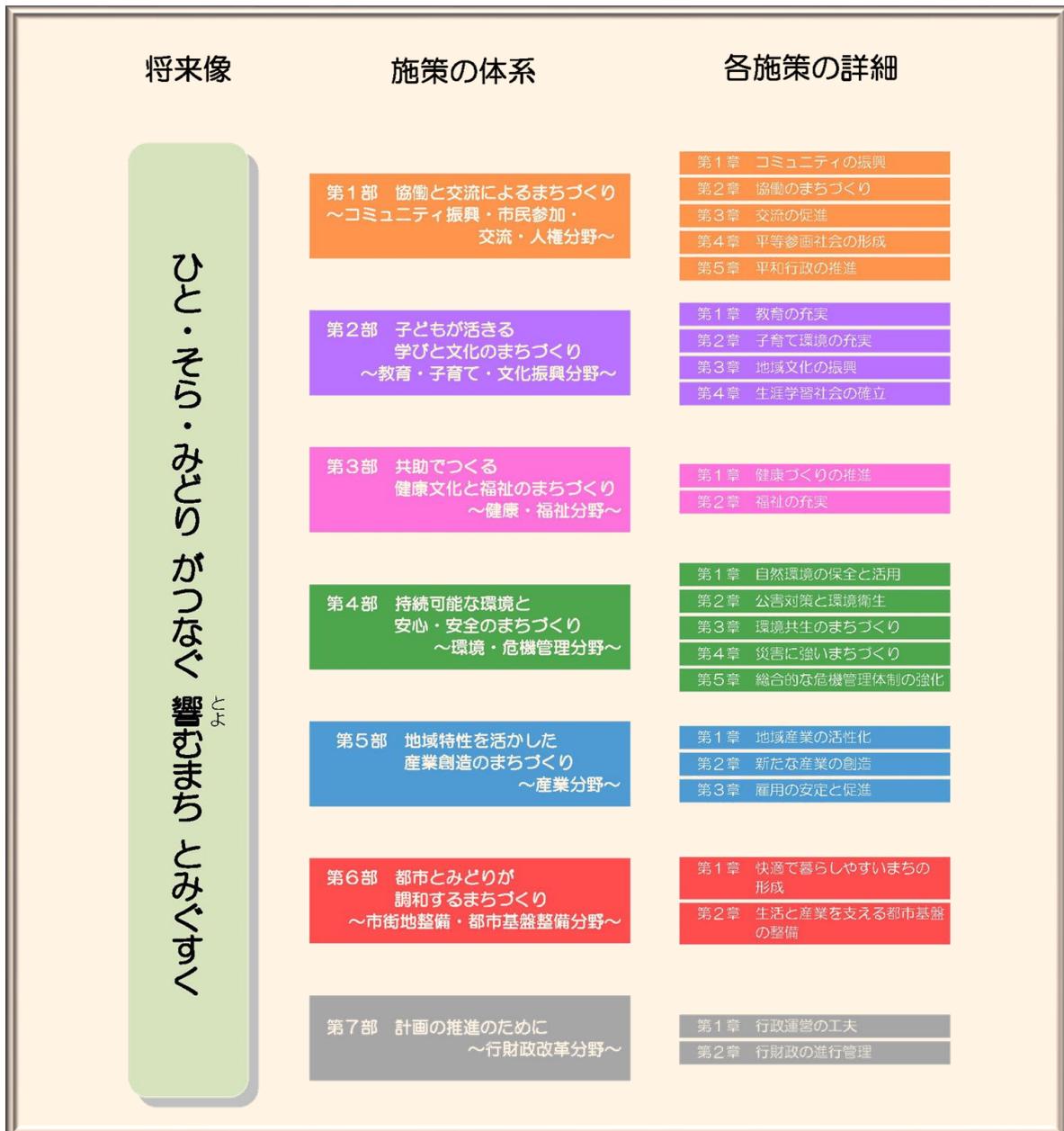
したがって、公営墓地の整備を図り、個人墓地については例外的な場合のみ許可するなど規制を強化する。さらに、無許可の個人墓地が設置されないよう、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の条例化を検討して、県及び市町村の連携のもと、違反業者への勧告、氏名公表等の実効性のある適切な行政指導ができるようにしていく必要がある。

(沖縄県墓地公園整備基本指針より抜粋)

(2) 第4次豊見城市総合計画(平成23年3月 豊見城市)

『第4次豊見城市総合計画』は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、様々な施策や事業を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針となるものです。

また、市民や各種団体、事業者などが、本市のまちづくりに主体的に参画・協同するための指針となるよう、本市のまちづくりの方向性と必要な施策が示されています。



施策の体系 (第4次豊見城市総合計画より抜粋)

『第4次豊見城市総合計画』において、本計画に関連する事項としては「第6部 都市とみどりが調和するまちづくり」となります。

本施策では、各種法規制の活用や各種土地利用計画の策定および見直しにより、土地利用方針の明確化や秩序ある土地利用の規制・誘導に努めると示されています。

今後の墓地施策において、「墓区域または墓地規制区域などを設定する場合」や「公共または法人などが管理する管理型墓地の設置を検討する場合」には、本施策方針に準拠する必要があります。

第6部 都市とみどりが調和するまちづくり ～市街地・都市基盤整備分野～

第1章 快適で暮らしやすいまちの形成

第1節 計画的な土地利用の推進

施策方針

本市では、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などに基づいた法規制の活用や、国土利用計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画など各種土地利用に関する計画の策定と必要に応じた見直しにより、土地利用方針の明確化や秩序ある土地利用の規制・誘導に努めています。

今後も、これら法規制や関連計画に則った土地利用の展開を進めるとともに、社会情勢の変化や人口増加等を踏まえ、適切な時期や規模における区域や計画の見直しを検討します。

(第4次豊見城市総合計画より抜粋)

(3) 第4次豊見城市国土利用計画(平成24年3月 豊見城市)

『第4次豊見城市国土利用計画』は、豊見城市における土地利用についての基本的事項が定められており、土地利用に関する行政上の諸計画などの指針となるものです。

墓地に関しては、「土地の有効利用の観点から周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り集約化を図る」と示されています。

第1章 市土の利用に関する基本構想

第2節 利用区分別の市土利用の基本方向

(7) その他

ア 公共・公益施設用地

文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設、官公署施設等の公共・公益施設については、市民生活上重要な機能を有するものであることから、ニーズの多様化等に対応した施設水準の向上及び充実を図るため、環境の保全及び広域的な配置に配慮し、関係機関との調整の上、必要な用地の確保を図る。

施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮する。

また、墓地については、他都道府県とは異なる歴史的・文化的背景から個人墓が設置され散在化している現状を踏まえ、土地の有効利用の観点から周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り集約化を図る。

(第4次豊見城市国土利用計画より抜粋)

(4) 豊見城市都市計画マスタープラン(平成21年3月 豊見城市)

『豊見城市都市計画マスタープラン』は、「全体構想」、「地域別構想」、「実現の方策」から構成されています。

全体構想では、「都市づくりの理念や将来像」、「都市づくりの基本方針」、「個別方針」が示されており、地域別構想では、地域別ワークショップや自治会などへのアンケートを通して、地域で「守り育てたいもの」、「改善したいもの」や「将来の街づくりについての意見」を把握し、地域別構想が示されています。

また、実現の方策では、都市づくりや地域の街づくりを実現するため住民や行政が一体となった推進体制のあり方や役割分担について示されています。

墓地に関しては、「墓地公園等地域の需要を把握し必要とされる公園整備を推進するとともに、地域防災計画に位置付けられた避難地としての役割が果たせられるよう管理体制の強化を図る」と示されています。

第I部 全体構想

第4章 個別方針

3. 自然、文化資源の保全活用による快適な都市環境の整備

(3) 公園整備と維持管理

潤いと個性ある地域づくりを推進する資源として、自然資源や歴史文化資源を活用し、地域住民の身近な憩いの場として公園の整備を推進する。これらの身近な公園整備については、計画段階から地域住民の参画を促し、住民が主体となった公園づくりを行うとともに、地域による維持管理体制の確立を促す。

また、住民の健康への関心の高まりを受け、豊見城総合公園の利用促進や瀬長島の整備推進、ジョギングコースの整備などスポーツ・レクリエーション施設の充実を図る。

このほか、墓地公園等地域の需要を把握し必要とされる公園整備を推進するとともに、地域防災計画に位置付けられた避難地としての役割が果たせられるよう管理体制の強化を図る。

(豊見城市都市計画マスタープランより抜粋)

(5) 豊見城農業振興地域整備計画(平成23年3月 豊見城市)

『豊見城農業振興地域整備計画』は、豊見城市における農業の振興を図るべき区域を明示し、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に定められています。

豊見城農業振興地域整備計画では、「農用地として利用すべき土地の区域と用途区分(農用地利用計画)」、「農業生産の基盤の整備及び開発計画」、「農用地等の保全計画」、「農業経営規模の拡大、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」、「農業近代化のための施設整備計画」、「農業を担うべき者の育成・確保するための施設整備計画」など農業振興に関する施策が示されています。

墓地に関する記載は、特にありません。

(6) 関連計画における墓地に関する事項の整理

関連計画における、墓地に関する事項を整理すると以下のようになります。

関連計画における墓地に関する事項の整理

- ①公営墓地等の地方公共団体等が運営する管理型墓地の整備の検討を行う。
- ②個人墓地の規制のあり方について検討を行う。
- ③墓地の集約化の検討を行う。